

新宿税務署からのお知らせ

確定申告はご自宅で！

次の **必要なもの** を用意すれば、ご自宅で、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる確定申告ができます。

必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの2つのパスワード
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- スマートフォン
スマホ専用アプリ「マイナポータル」のインストールが必要です。
- 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

確定申告書等 作成コーナー

「作成コーナー」
で検索または
こちらから↓



推奨ブラウザ



Safari



Google
chrome

マイナポータル連携 でさらに便利に！

マイナポータル
連携の詳細は
こちらから↓



アプリ
「マイナポータル」



税理士による無料申告相談

～無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期 間	会 場	所 在 地
令和8年 1月28日(水)～1月29日(木) 2月 3日(火)～2月 6日(金)	戸塚地域センター 7階多目的ホール	新宿区高田馬場2-18-1
2月 9日(月)～2月10日(火)	落合第一地域センター 3階第1・第2集会室	新宿区下落合4-6-7
2月12日(木)～2月13日(金)	戸塚地域センター 7階多目的ホール	新宿区高田馬場2-18-1
時 間	対 象 者(注1)	事 前 申 込
【受付】 午前9時30分 から 午後3時まで 【相談】 午前9時30分 から 正午まで 午後1時 から 午後4時まで ※ 午前中は大変混み合います。	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者(注2)	○ オンラインによる事前申込は、 令和8年1月9日(金)から 利用可能です。 ○ 電話での受付は、行っており ませんので、ご注意ください。
お持ちいただきたいもの ・ その他		
○ 持ち物は、上記「確定申告はご自宅で！」の 必要なもの をお持ちください。		
○ 申告書等の提出のみの場合は、郵送でご提出ください。		
○ 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。		
○ 昼休みの時間帯は、申告書の作成指導を行っておりませんので、お待たせする場合があります。		

事前申込サイト



(注)1 土地、建物及び株式などの譲渡所得、住宅ローン控除がある方は対象とはなりません。

2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の合計所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

申告書等の郵送での提出先

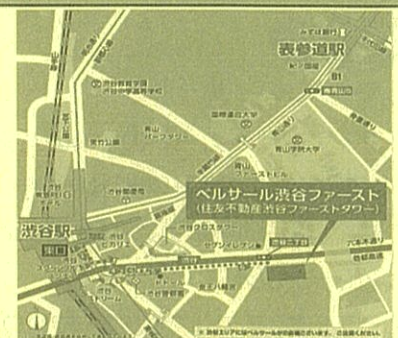
【宛先】〒100-8156 東京都千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎3号館
東京国税局業務センター大手町分室(新宿税務署)

【問合せ先】

〒169-8561 新宿区北新宿1-19-3 TEL 03(6757)7776(代表) ※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

確定申告会場の開設について

～会場ではご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和8年 2月16日(月)～3月16日(月) (土、日及び祝日を除きます。) ※ただし、3月1日の日曜日は開場します。	ベルサール渋谷ファースト ※新宿税務署では、申告書の 作成・相談は行っておりません。	渋谷区東1-2-20 住友不動産 渋谷ファーストタワー2階 ※会場には、駐車場及び 駐輪場はありません。	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時15分から
必要なもの			案内図
① マイナンバーカード(下欄を参照し、有効期限切れや失効となっていないか確認をお願いします。) ② マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です。) ・利用者証明用電子証明書(数字4桁) ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下) ③ スマートフォン ④ 申告書作成に必要な書類 例:源泉徴収票、前年の申告書(収支内訳書・決算書)など ※ 来場前に、マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。			

オンライン事前予約

確定申告会場への入場にはLINEによる事前予約が必要です。

- ※ 当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。
- ※ 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。

事前予約はLINEから！

LINEアプリで国税庁LINE公式
アカウントを「友だち追加」
して予約してください。



友だち追加は
こちらから↑

1月5日(月)～2月13日(金)に税務署で相談を希望される方

事前予約が必要です。オンライン事前予約をご利用ください。当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。

！ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください！

有効期限

- 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです。

失効

- 住民票の基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)の記載が修正された場合は、署名用電子証明書が失効している場合があります。

アプリをインストール

証明書の選択

パスワード入力

有効性の確認

確認結果

JPKI利用者ソフト



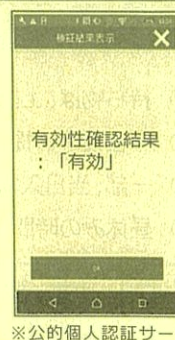
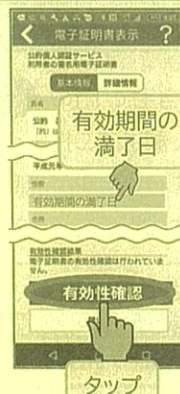
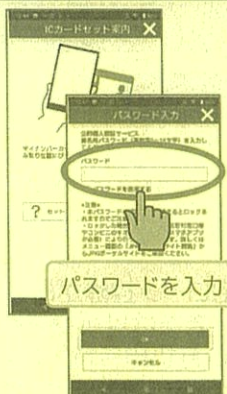
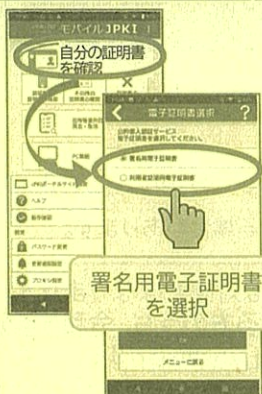
アプリはこちらから

iPhone

Android



iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
iPhoneの商標は、アイホン株式会社ライセンスに基づき使用されています。
Androidの名称は、Google LLCの商標又は登録商標です。



※公的個人認証サービスセンターと通信を行うため時間が掛かることがあります。

新宿区にお住まいの方で、「有効期限切れ」「失効済み」の場合は、新宿区役所等で手続きを行ってください。